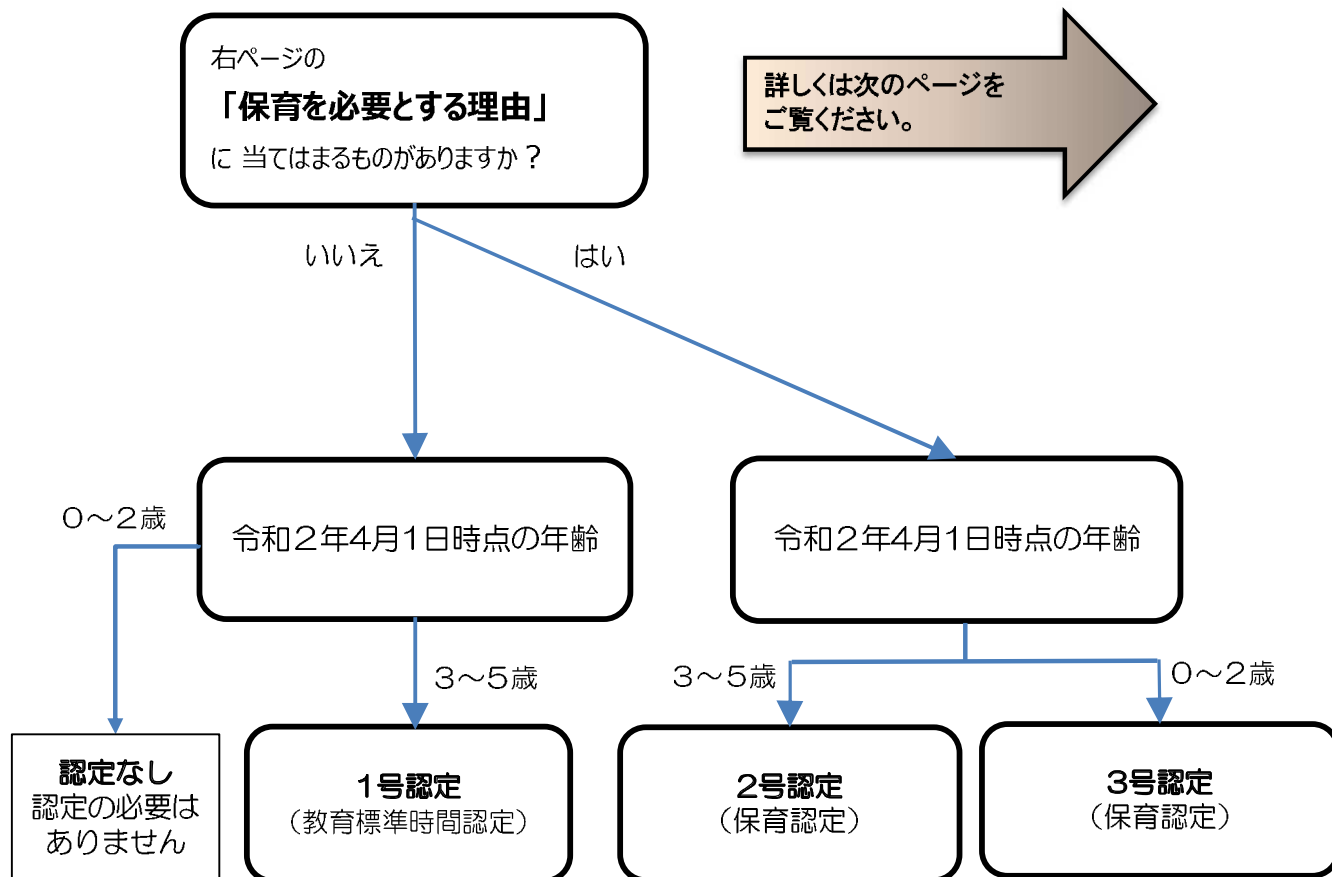


認定について

認可保育施設を利用するには、「認定」を受ける必要があります

あなたの認定区分は？



※那覇市外に住所がある場合は、お住まいの自治体から認定を受けてください。

利用できる施設は？

支給認定	利用できる施設
1号認定	<ul style="list-style-type: none"> 公立、公私連携、私立認定こども園 公立みらいこども園 (仮称) ※天久のみ 私立幼稚園 認可外保育施設 (企業主導型含)
2号認定	<ul style="list-style-type: none"> 公立、公私連携、私立認定こども園 公立みらいこども園 (仮称) 保育園 私立幼稚園 認可外保育施設 (企業主導型含)
3号認定	<ul style="list-style-type: none"> 私立認定こども園 公立みらいこども園 (仮称) 保育園 地域型保育園 認可外保育施設 (企業主導型含)



「保育を必要とする理由」と保育時間

「保育を必要とする理由」として認められるものは次の10種類です。

法律（子ども子育て支援法施行規則第4条）により、保育時間は、1日11時間（標準時間）または1日8時間（短時間）のいずれかになります。

那覇市では、「那覇市保育の必要性に係る認定に関する要綱」を設けており、保護者が申請した「保育が必要な理由」にもとづいて下表のとおり保育時間を決定しています。

保育を必要とする理由		保育園を利用できる期間	保育時間
1 保護者が就労している	月64時間以上120時間未満	就労期間中	短時間（※1）
	月120時間以上		標準
2 保護者が妊娠中または出産後4か月以内である		妊娠中から産後4か月まで	標準
3 保護者が疾病、障がいを持っている		診断書による療養期間中	標準
4 保護者が同居親族の看護や介護をしている		診断書による療養期間中	標準
5 保護者が災害復旧にあっている		3か月ごとに更新が必要	標準
6 保護者が求職中または起業準備中である		連続3か月まで	短時間
7 保護者が就学中である ※学校教育法で規定する教育施設のみ	月120時間未満	就学期間中	短時間
	月120時間以上		標準
8 虐待やDVのおそれがある		市長が認める期間中	標準
9 保護者が育児休業中である（※2）		育休対象児が2歳になる月末まで	短時間
10 みなし育休（※2）		育休対象児が2歳になる月末まで	短時間

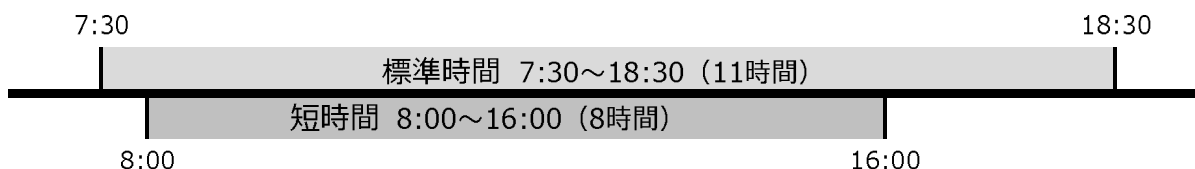
※1 シフトや通勤時間等の事情で標準時間の認定が必要な場合は、申請により変更ができる場合があります。

※2 育児休業中または、育児休業中でない保護者が2歳未満の子を家庭保育するため、他の児童の保育を必要とすることをいいます。

育児休業、みなし育休の対象児童については、保育の必要性の認定ができません。

★ 保育時間（標準時間と短時間）の違い

※具体的な時間は園によって異なりますので、施設情報一覧（P.37～）でご確認ください。



保護者のいずれかが短時間認定である場合、世帯としては短時間に認定します。

例：父が月120時間以上勤務で標準認定だが、母が月120時間未満勤務で短時間認定の場合、世帯としては短時間として認定します。